

## I 工業統計調査の概要

### 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

平成22年工業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

### 3 調査の期日

平成22年工業統計調査は、平成22年12月31日現在で実施した。

### 4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(改定平成19年11月総務省告示第618号)に掲げる大分類E-製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く)又はこれを有する企業である。

### 5 調査の種類

- (1) 甲調査…………… 従業者30人以上の事業所を対象
- (2) 乙調査…………… 従業者29人以下の事業所を対象

### 6 調査の方法

調査員が所定の様式の調査票を対象事業所に配布し、申告者(事業所の管理責任者)の自計申告により調査した。